

きょ たくりょう よう

居宅療養 管理指導

ご自宅に薬剤師が伺い お薬の管理を行います。

介護保険による『居宅療養管理指導』

※介護給付限度額には含まれません。

介護保険サービスを利用して、薬剤師も在宅介護のお手伝いができます。薬の種類や性質、飲み方などの疑問にお答えしながら、薬が有効に力を発揮しているかどうかを確かめ、保険・医療・福祉関係者等と連携して安心・安全な自宅での生活を支援します。介護用品のあれこれについてもご相談を承りますのでお気軽にかかりつけの薬局にご相談ください。

こんな
システム
です

『居宅療養管理指導』は
薬剤師による介護保険による「介護サービス」。
医師や看護師、ヘルパーなどによる「在宅訪問」と同じ制度です。

※介護保険を持たない方や医療的ケアを必要とする小児、若年者の場合は医療保険による同様の「在宅患者訪問薬剤管理指導」サービスがあります。



- 診療のあと、医師は患者さんに必要な薬を記した処方せんを渡します。その際、薬剤師による居宅療養管理指導が必要だと判断した場合、医師はその旨を処方せんに記します。
- その処方せんを薬局へお持ちいただくと、薬剤師が処方せんに基づいて調剤し、薬をもってご自宅を訪問します。
※もちろん、訪問は患者さんの同意を得てからになります。
- 患者さんのお宅を訪問後、薬剤師は生活状況に合わせたお薬の管理やセットを行います。またお薬の効果、副作用、相互作用（飲み合わせ・食べ合わせ）、残薬などをチェックし、患者さんやそのご家族へ安全にお薬を飲んでもらうための説明や情報提供を行います。
- 薬剤師は定期的な訪問のほか、緊急時のお薬にも対応しています。また訪問結果を医師、介護支援専門員へ報告し、適切な診療や介護のための連携を図っています。看護師やヘルパーとも担当者会議などを通じ様々な連携・支援に関わっています。
- その他、薬に関する質問や介護用品、福祉用具、医療制度・介護保険制度等のご相談にも応じています。
- 本サービスは自力での通院が困難な方に限るサービスです。しかし条件に満たない方も別途解決策のご提案ができます。お気軽にかかりつけの薬局にご相談ください。



患者さん・ご家族の生活スタイルやご希望・医療の進歩などに伴いご自宅で療養される方が増えてまいりました。ご自宅で安心して治療を続けていただくために、薬剤師も薬を通してお手伝いしていきます。他の保険・医療・福祉関係者との密接な連携を保ち「在宅医療」をしっかりと支えます。どうぞ、お気軽に薬剤師にご相談ください。

